

地震発生時の学校対応のモデル

震度	レベル	児童・生徒在校中	登下校中・混在	校外学習中 <small>(学校周辺、遠足・社会見学、移動教室、修学旅行等)</small>	教職員の勤務体制	○外部機関との連携 ☆保護者への情報提供の方法	避難所等との連携
2 3	I	○通常の避難対応	○通常の避難対応 ○登下校中は特に指示なし	○通常の避難対応 (実地踏査での確認)	○通常の避難対応	○特になし	
4	II	○通常の避難対応 ○けが人、病人の確認	○在校生の安全確認 ○登下校中は*1	○現場の状況に応じた対応 (実地踏査での確認)	○校内破損箇所の点検、報告 ○けが人、病人の自宅への搬送	○必要に応じて学童、放課後キッズ、児童館などへ連絡 ☆必要に応じて、電話連絡、通知文メール等で発信する。	
5	III 検討後 避難所開設	○校庭等へ避難 ○体育館の安全を確認後体育館へ誘導 ○小・中学校ともに学校待機、引き渡しによる下校*3 (ただし、中学校においては避難所にならない程度なら状況により集団下校もあり得る。)	○在校生を1箇所を集め、安全確認、人員点呼の上引き渡しによる下校 ○登下校中は*1	○現場の状況に応じた対応 〔想定される対応〕 ・現場の避難経路に従った対応 ・交通機関の停止による対応 ・宿泊を見通した対応 ・学校、市教委との連絡方法の確保	○人員点呼・症状確認 ○校内破損箇所の点検、報告 ○ガス管の止栓 ○水道水の確保 ＜小＞家庭連絡、待機児童対応と学校周辺のパトロール*2 ＜中＞一旦待機、その後の状況把握及び判断に基づいて集団下校とともに学校周辺のパトロール	○基本的には学校敷地内に残っている児童、生徒(学童、ASS、放課後キッズ、部活動など)は学校が1箇所を集める。敷地外の学童、児童館等はその施設職員に任せる。 ☆必要に応じてあるいは可能な場合は、電話連絡、メール等で発信する。	○近隣住民が学校に避難してきた場合、児童・生徒の安全確保とともに、避難者に対してどこにどのように待機したらよいかを指示する。
6 7	IV 避難所開設	○校庭等へ避難 ○体育館の安全を確認後体育館へ誘導 ○小・中学校ともに学校待機、引き渡しによる下校 ＜中＞必要に応じて避難所運営の手伝い	○在校生を一カ所を集め安全確認 ○登下校中は*1、ただし必要に応じて極力学校に戻るよう指導しておく	○現場の状況に応じた対応 〔想定される対応〕 ・現場の避難経路に従った対応 ・交通機関の停止による対応 ・宿泊を見通した対応 ・学校、市教委との連絡方法の確保	○人員点呼・症状確認 ○校内破損箇所の点検、報告 ○ガス管の止栓 ○水道水の確保 ○小・中学校ともに、家庭連絡する職員と待機生徒に対応する職員に分かれる。 ○特別な事情のある職員は勤務を解く。 ○電話が通じない場合でも保護者に引き渡すまで下校させない。 ○避難所対応	○基本的には学校敷地内に残っている児童、生徒(学童、ASS、放課後キッズ、部活動など)は学校が1箇所を集める。敷地外の学童、児童館等はその施設職員に任せる。 ○必要に応じて救急車要請、警察への連絡、避難所運営メンバー(地域人材)への連絡を行う。	○市職員等が駆けつけて避難所が開設されるまでの間、避難してきた地域住民に必要な指示を出す。 ○発災1～2日で避難所運営委員会が機能するので、その過程で関係者と相談しながら児童・生徒の安全確保に努める。

*1 登下校中に大きな地震を感じたら、基本的には学校へ戻るよう指導しておく。家へ帰るかどうかは各家庭で決めておくよう指導しておく。

*2 待機児童・生徒に対応する教職員と学校周辺をパトロールする教職員は、予め決めておく。

*3 引き取りカードを作成の上、引き渡しによる下校について、各校で訓練しておく。中学校では、予め、帰宅させるか保護者の迎えとするか等の調査を実施しておく。

関係機関との調整

- 防災安全課、校長会役員、副校長会役員、教育指導支援課で調整会をもつ。
- 避難所運営委員会と学校教職員との関係を整理し、組織化する。
- 休日及び夜間の災害時の教職員の避難所(居住地も含む)への関わりを明確にする。
- 学校としての「基本対応手順」をPTA及び地域に説明する機会をもつ。

学校防災体制の整備

- 「地震発生時の学校基本対応手順」に従った環境整備をする。
- 年度当初には、震度5以上の地震を想定した避難訓練を実施する。
- 被災市民が避難してきた場合も想定した訓練も実施する。